



第〇〇〇〇〇〇号  
2024年5月1日

## 長期性能保証書

〇〇 〇〇 様

工事名	マスチック邸塗装工事				
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇				
工事の内容	工事の種類	工事の部位	保証する性能	保証期間	保証限度額
	塗装工事	外壁・屋根	はがれなし	5年	合計 1,500,000円
	防水工事	屋根・ベランダ他	漏水なし	10年	
	防錆工事	鉄部一般	発錆せず	2年	
	シーリング工事	屋上・打継目地他	漏水なし	5年	
引渡しの日	2024年4月30日				

上記工事に関し、裏面記載の長期性能保証約款に従って保証いたします。

請負者 住所  
社名  
代表者

印

保証人

東京都渋谷区鶯谷町19番22号  
関東マスチック事業協同組合  
理事長 鳥山金一郎

印

この保証書は全国マスチック事業協同組合連合会の長期性能保証事業により発行された  
ものであります。

再保証人

東京都渋谷区鶯谷町19番22号  
全国マスチック事業協同組合連合会  
会長 實松幹次郎

印

# 長期性能保証約款

(総則)

第1条 請負者(保証書記載の請負者をいう。以下同じ。)は、工事注作者(保証書記載の工事注作者をいう。以下同じ。)に対し、この保証書約款に従い、保証書記載の工事(以下「当該工事」という。)の性能を保証する。

2 保証人である当協同組合(以下「組合」という。)は、工事注作者に対し、この保証約款に従い、請負者が工事注作者に対して保証する性能(以下「請負者の性能保証」という。)の履行を保証する。

(保証の成立)

第2条 前条第1項の性能保証及び第2項の請負者の性能保証の保証約款はこの約款に従い、工事注作者、請負者及び組合がともに合意し、請負者及び組合が工事注作者に対し、保証書を提出することにより成立する。

(保証する性能及び期間)

第3条 請負者が工事注作者に対して保証する当該工事の性能は、工事の種類又は部位等により別表に定めるところとし、保証する期間は保証書記載の期間とする。

2 請負者が前項の規定により保証する期間は当該工事の引渡しの日から起算するものとする。

3 組合は、前2項に規定する請負者の性能保証の履行について、工事注作者に対して保証する。

(保証内容)

第4条 請負者は、当該工事に関し、請負契約に適合しない施工箇所(以下「契約不適合」という。当該工事の目的物に関し、保証書記載の保証期間内において、別表に定める性能を有しない状態をいう。以下同じ。)が生じたときは、次の各号に定める履行責任を負うものとする。

(1) 契約不適合部分の修補。ただし、その部分が重要でなく修補に過分の費用を要する場合にあっては、修補は行わない。

(2) 前号ただし書きの場合の修補に代わる金銭による補償

2 組合は、前項の規定に基づく性能保証を請負者が履行しない場合、請負者に代わってその履行責任を負うものとする。ただし契約不適合部分の修補については、組合員をして行わせるものとする。

(1 工事の契約不適合の保証の限度額)

第5条 請負者及び組合が前条の規定に基づき履行責任を負う契約不適合部分の修補又は修補に代わる金銭による補償については、保証する1件の工事についてその種類又は部位等により本保証書に記載する工事又は金額を限度とする。

(免責事項)

第6条 請負者及び組合は、以下のいずれかの事項に起因して生じた契約不適合又は工事注作者に生じた損害については、保証責任を免れるものとする。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似する自然変象による場合
- (2) 戦争、内乱、そうじょう、労働争議による場合
- (3) 火災、爆発又はこれらに類する外部要因による場合
- (4) 保証対象工事の部位以外の損傷による場合
- (5) 工事の施工中又はその前後における請負者(請負者から当該工事について下請した者を含む。)以外の作業等による場合

- (6) 所有者又は使用者の不適切な維持管理又は受注契約時の使用目的と異なる使用方法による場合
- (7) 工事注作者から支給された資材又は工事注作者の与えた指図による場合、その他注作者の責めに帰すべき事由による場合
- (8) 保証した当時実用化されていた技術では発生を回避できない現象による場合
- (9) その他保証対象工事の施工とは無関係の事象による場合

(保証契約の解除)

第7条 工事注作者と請負者の間に成立した当該工事に関する請負契約について工事注作者がその債務を履行しない場合、請負者又は組合の帰責事由の有無にかかわらず、請負者及び組合はこの保証約款による保証契約を解除することができる。

(性能保証の履行請求)

第8条 工事注作者は、契約不適合を発見したときは、その拡大を防止するよう努めるとともに遅滞なく請負者又は組合に性能保証の履行を請求しなければならない。

2 工事注作者が、正当な理由なく契約不適合の拡大を防止しなかった場合、請負者及び組合は、当該防止を怠ったことにより拡大した契約不適合について第4条に定める履行責任を免れるものとする。

3 工事注作者の性能保証の履行請求が、正当な理由なく遅延したために拡大した契約不適合について、請負者及び組合は、第4条に定める履行責任を免れるものとする。

(応急措置)

第9条 請負者は、前条の規定に基づき請負者又は組合に性能保証の履行請求があったときは、すみやかに契約不適合の拡大を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、組合が必要と認めたときは、組合員をして契約不適合の拡大を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

3 工事注作者は、前2項に定める応急措置の実施に協力するものとする。

(原因の調査)

第10条 組合は、第8条の規定に基づき請負者又は組合に性能保証の履行請求があったときは、請負者ととも工事注作者の立合いのもとにすみやかにその原因を調査し、その結果を工事注作者に報告するものとする。

2 組合が前項の規定に基づき原因を調査した結果、保証責任がないと認められる場合は、当該調査等に要した費用は工事注作者の負担とする。

(性能保証履行請求権の譲渡)

第11条 工事注作者は請負者及び組合の承諾を得て、請負者及び組合に対する性能保証履行請求権を当該工事物件の所有者等に譲渡することができる。

2 前項の場合において、請負者又は組合が性能保証履行請求権を譲り渡した者に対し対抗できる事由があるときは、これをもって当該請求権を譲り受けた者(以下「譲渡人」という。)に対しても対抗できるものとする。

3 この約款中第1条第1項( )書、第2条、第6条第7号及び第7条を除き、「工事注作者」とあるのは、「譲受人」と読み替えて適用する。(当事者の協議)

第12条 この約款に定めのない事項については、工事注作者、請負者及び組合の協議によるものとする。

別表 保証する性能

工事の種類		工事の部位	保証する性能	
塗装工事	マスチック塗材 A・C工事	マスチック塗材 A仕上	外壁、庇裏、階段裏など	はがれなし
		マスチック塗材 AS仕上	外壁など	はがれなし
		マスチック塗材 AE仕上	外壁など	はがれなし
		マスチック塗材 CS仕上	外壁など	はがれなし
		マスチック塗材 CE仕上	外壁など	はがれなし
	上記工事に関する	外壁、庇裏、階段裏など	著しい変退色なし	
	マスチックNANO工事	外壁など	はがれなし	
	薄付け塗材仕上工事	外壁など	はがれなし	
	厚付け塗材仕上工事	外壁など	はがれなし	
	複層塗材仕上工事	外壁など	はがれなし	
	フッ素樹脂塗料工事	屋外など	はがれなし	
	シリコン樹脂工事	屋内、屋外など	はがれなし	
	ウレタン樹脂工事	屋内、屋外など	はがれなし	
	アクリル樹脂工事	屋内、屋外など	はがれなし	
合成樹脂エマルジョンペイント工事	屋内、屋外など	はがれなし		
上記工事に関する	外壁、屋内、屋外など	著しい変退色なし		
防錆工事	屋内防錆工事	手すり、面格子、鋼製建具など	発錆せず	
	屋外防錆工事	手すり、面格子、鋼製建具など	発錆せず	
	上記工事に関する	手すり、面格子、鋼製建具など	著しい変退色なし	
防水工事	塗膜防水工事	屋根、ベランダ、開放廊下など	漏水なし	
	シート防水工事	屋根、ベランダ、開放廊下など	漏水なし	
	目地シーリング工事	窓枠、建具回り、打継目地など	漏水なし	

本別表以外に本事業の対象として必要と認めた工事を含む